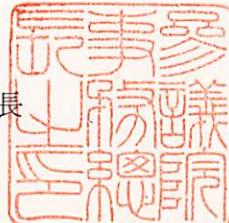




参庶文発第 32 号
令和 7 年 6 月 19 日

林弘法律事務所
弁護士
山中 理司 様

参議院事務総長



苦情の申出に係る事務局文書不開示通知書

令和 7 年 4 月 3 日付けで苦情の申出がありました文書について、下記のとおり開示しないこととしましたので、参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 14 条第 3 項の規定に基づき通知します。

記

1 開示しないこととした苦情の申出に係る文書の名称

参議院事務局が使用している執務提要（警務部執務提要は除く）（最新版）として、以下の文書
(1) 「参議院委員会提要 参議院委員部」
(2) 「執務必携 参議院記録部」
(3) 「参議院調査室事務提要」

2 開示しないこととした理由

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成 23 年 3 月 30 日事務総長決定。以下「規程」という。）は、第 2 条において開示の対象となる事務局文書を定義しているが、同条第 3 号において「立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの」を事務局文書から除くことを定め、同号を受けて「参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第 2 条第 3 号の事務総長の指定に関する件」（平成 23 年 3 月 30 日事務総長決定。以下「事務総長の指定に関する件」という。）が制定されている。

本件申出に係る文書の取扱いについて、参議院事務局情報公開・個人情報保護審査会の答申（令和 7 年度答申第 1 号）を踏まえて改めて検討を加えたところ、(1) は事務総長の指定に関する件第 5 号の「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に、(2) は事務総長の指定に関する件第 6 号の「会議録に関する事項」に、(3) は事務総長の指定に関する件第 1 号の「議案その他の案件に関する事項」及び第 5 号の「議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項」に関する文書に、それぞれ該当することから、いずれも規程第 2 条に定める事務局文書に当たらないため、不開示とする。

（担当）文書課 電話 03 (3581) 3111 (内線 74007~74010)

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）（抄）

（定義）

第2条 この規程において、「事務局文書」とは、事務局の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 日本国憲法施行前に作成された文書で、特別に管理しているもの
- (3) 立法及び調査に係る文書で事務総長の指定するもの

○参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程第2条第3号の事務総長の指定に関する件（平成23年3月30日事務総長決定）

参議院事務局の保有する事務局文書の開示に関する事務取扱規程（平成23年3月30日事務総長決定）第2条第3号の事務総長の指定するものは、次に掲げる事項に関する文書とする。

- 1 議案その他の案件に関する事項
- 2 役員、委員及び会派に関する事項
- 3 質問主意書に関する事項
- 4 国会に対する報告書、勧告書、意見書等に関する事項
- 5 議院、委員会等の会議の運営及び調査に関する事項
- 6 会議録に関する事項
- 7 公報に関する事項
- 8 その他立法及び調査に関する事項